

課税取引金額計算表（簡易課税用）

（令和 年分）

（単位：円）

| 科目 | 事業区分 | 決算額 A | Aのうち課税 取引にならない もの B | 課税取引金額 (A - B) C | R1.9.30以前 | 2020年売上のうち | |
|----------------------|------|----------|------------------------------|------------------------|-----------------------------------|---------------------|--------------------|
| | | | | | D | 軽減税率 6.24%分 E | 標準税率 7.8%分 F |
| 売上(収入)金額 (雑収入を含む) | 第1種 | | | | 基本的 に 使 い ま せ ん | | |
| | 第2種 | | | | | | |
| | 第3種 | | | | | | |
| | 第4種 | | | | | | |
| | 第5種 | | | | | | |
| | 第6種 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |

簡易課税制度の事業区分の表

| 事業区分 | みなし 仕入率 | 該当する事業 | |
|-------|------------|--------|---|
| 第1種事業 | 90% | 卸売業 | 購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。 |
| 第2種事業 | 80% | 小売業等 | 小売業（購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業）、 農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいいます。 なお、製造小売業は第3種事業になります。 |
| 第3種事業 | 70% | 製造業等 | 農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、 製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第4種事業になります。 |
| 第4種事業 | 60% | その他の事業 | 第1種事業から第3種事業、第5種事業、第6種事業のいずれにも該当しない事業をい います。例えば、飲食サービス業などが該当します。 また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第4種事業に該当します。 |
| 第5種事業 | 50% | サービス業等 | 金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を 除く）をいいます。 |
| 第6種事業 | 40% | 不動産業 | 不動産業（第1種事業から第3種事業及び第5種事業に該当する事業を除く）をいいま す。 |

★飲食業の方へ注意 テイクアウトは第3種 店内飲食・デリバリーは第4種となります（業種区分）

★飲食業は 業種区分とは別に、店内飲食は10% テイクアウトは8%の軽減税率が適用となります